小規模な改修も石綿事前調査の対象になりました。

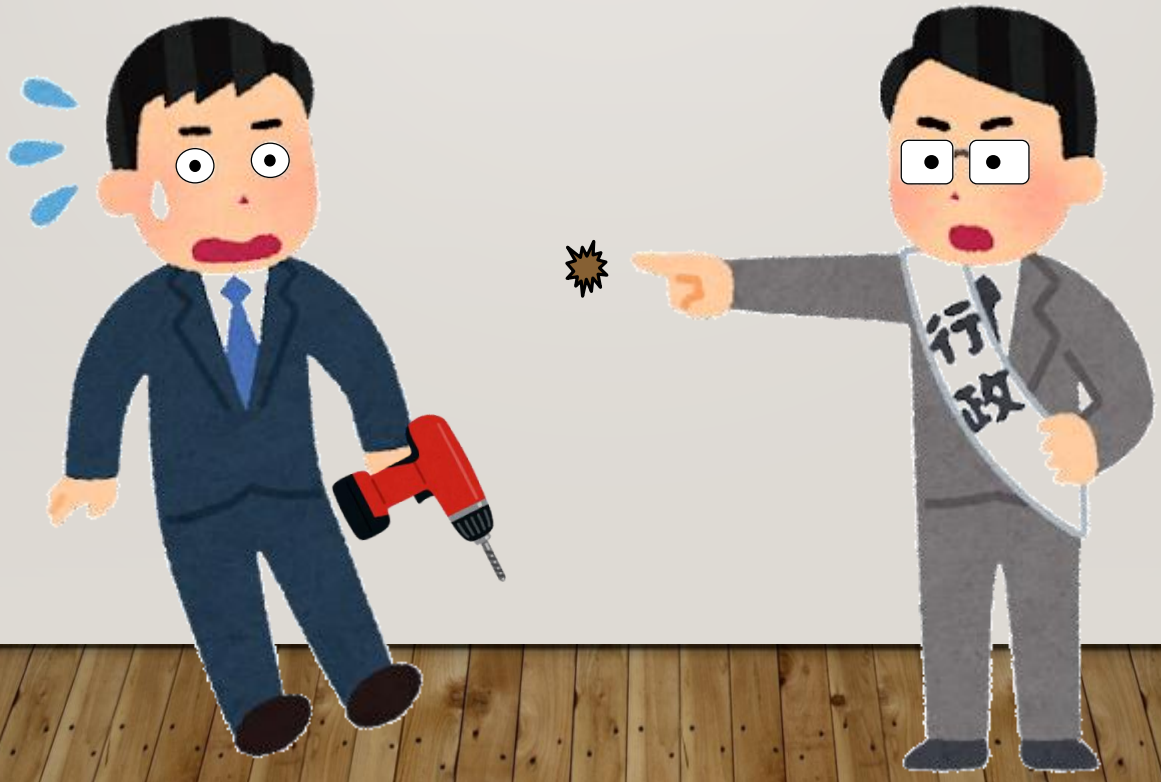

広島労働局・福山労働基準監督署

1 事前調査の必要な作業

建築物
- 全ての建築物
- 建築物に設ける建築設備を含む。
  ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物
- 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵、発電、焼却設備、これらの配管等

船舶
- 船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

解体等の作業
- 解体の作業
- 改修の作業
  （封じ込め 囲い込み を含む）

を行うときは、あらかじめ解体等対象建築物等について、**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です

2 事前調査を行う必要がない作業（要約）

ア 石綿等が含まれていないことが明らかなもの
（**木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、畳、電球等**）
であって
- **手作業や電動ドライバー等**で容易に取り外せる
- **ボルト、ナット等**の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能　など

除去等の際に**周囲の材料を損傷させるおそれのない**作業

イ **釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等**の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
（**電動工具等**で、石綿含有の可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）

ウ **既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等**、現存する材料等の除去を行わない作業

エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

3 事前調査を行う者の要件（建築物のみ抜粋）

建築物の解体等の作業の事前調査は、**建築物石綿含有建材調査者（※）**が行う必要があります！

※・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
・令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点でも引き続き登録されている者

登録教習機関一覧

詳細は、令和２年８月４日付け基発0804第８号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」を参照